入　札　説　明　書

国立大学法人三重大学

入　札　説　明　書

「三重大学（上浜）総合研究棟ⅡＣ棟等外壁改修工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公告日　令和８年１１月１０日(火)

２．発注者
国立大学法人三重大学　学長　伊　藤　正　明

３．工事概要等
（１）工 事 名　三重大学（上浜）総合研究棟ⅡＣ棟等外壁改修工事（電子入札対象案件）
（２）工事場所　三重県津市栗真町屋町１５７７（三重大学上浜団地構内）
（３）工事内容　別冊工事概要書のとおり。
（４）工　　期　契約締結日の翌日から令和９年３月３１日(水)
~~（５）　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。~~
（６）　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札システム利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札参加承諾願（別紙様式１）を発注者に対し、下記７．（１）①に掲げる日までに提出し承諾を得ること。
（７）　本工事は、受注者が工事着工前に発注者に対して週休２日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施するものとする。

４．競争参加資格
（１）国立大学法人三重大学契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）第４条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていること。
（２）文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成１３年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る令和７・８年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記２の等級がＢ、Ｃ、Ｄ等級の認定を受けていること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加者の資格の再認定を受けていること。）。
（３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
（４）平成２３度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、下記に掲げる基準を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）。
同種工事：次の①～③の要件を満たす施工実績を有すること
①建物用途：校舎、研究施設、病院、事務所、庁舎　のいずれか
②構造：ＲＣ造、ＳＲＣ造、Ｓ造　のいずれか

③工事内容：外壁の改修を含む改修工事、または新営工事、増築工事、改築工事　のいずれか
経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

（５）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。（当該工事の配置予定技術者は、専任を必要としない。）

①　２級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・これと同等以上の資格を有するものとして国又は地方公共団体が認定した者であること。

②　平成２３年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記に掲げる同種工事の施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）

同種工事：次の①～③の要件を満たす施工実績を有すること
①建物用途：校舎、研究施設、病院、事務所、庁舎　のいずれか
②構造：ＲＣ造、ＳＲＣ造、Ｓ造　のいずれか
③工事内容：外壁の改修を含む改修工事、または新営工事、増築工事、改築工事　のいずれか
ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監督技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

⑥　発注者に承諾を得た場合は、３．工事概要等（２）と同団地構内で施工している他の工事（入札手続き中の工事も含む。）と本工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理することができる。

ただし、下記に掲げる期日までに別紙様式５を提出して発注者の承諾を得ることとし、申請書の提出以降の別紙様式５による届出は認めない。

別紙様式５の提出期日　令和８年１１月１８日(水)

（６）申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、本学又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成１８年1月２０日付け１７文科施第３４５号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（７）上記３．（１）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

（８）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

（イ）子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（ロ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）であ

る場合を除く。

（イ）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（ｉ）会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ⅱ）会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（ⅲ）会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

（Ⅳ）会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

２）会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

（ロ）一方の会社の役員等が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ハ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（９）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国立大学法人三重大学及び文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

①　「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

②　「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

（イ）　法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

（ロ）　法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

（ハ）　法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

（ニ）　法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

③　「当該状態が継続している場合」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

（１０）　建設業法施行規則第１８条の２に定める経営事項審査を受審していること。

５．設計業務等の受託者等

~~（１）上記４．（７）の「上記３．（１）に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。~~

~~・○○設計株式会社（法人番号　０００００００００００００）~~

~~・○○設備設計株式会社（法人番号　０００００００００００００）~~

~~・今後発注予定の「○○○○○工事監理業務」の落札者~~

（２）上記４．（８）の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。

①　資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

（イ）子会社等と親会社等の関係にある場合

（ロ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②　人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、（イ）については、会社等の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（ロ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ハ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（経常建設共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

６．担当部署

〒５１４－８５０７　　三重県津市栗真町屋町１５７７

国立大学法人三重大学　施設部施設企画チーム

電話　０５９－２３１－９０３６　ＦＡＸ　０５９－２３１－９０３８

Ｍａｉｌ　si-somu@ab.mie-u.ac.jp

７．競争参加資格の確認等

（１）本競争の参加希望者は上記４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記４．（２）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記４．（１）及び（３）から（１０）までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記４．（２）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記４．（２）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①　提出期間：令和８年１１月１０日(火)から令和８年１１月２０日(金)（最終日は１７時００分まで。）

②　提出場所：上記６に同じ。

③　提出方法：申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は提出場所へ持参又は託送（書留郵便等の配達記録が残

るものに限る。提出期限内必着。）により行うものとする。

提出書類は、表紙を１頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例：１／○○～○○／○○）

電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

（２）申請書は、次に掲げるところに従い、別紙様式２により作成すること。

なお、①の同種工事の施工実績、②の配置予定の技術者の同種工事の経験については、平成２３年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 同種工事の施工実績（別紙様式３）

上記４．（４）に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は１件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分）、平面図等の写し等）を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）」に竣工登録されている場合は、ＣＯＲＩＮＳの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

② 配置予定の技術者（別紙様式４）

ⅰ）配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

上記４．（５）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況を記載することとし、記載する同種工事の経験の件数は１件でよい。

なお、申請時に配置予定が特定できない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすこと。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料（免許等の写し。）、工事を請け負う企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無が確認できる資料（監理技術者資格者証、市区町村作成の住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書（いずれも写し可。不要部分はマスキングを施すこと。）、所属会社の雇用証明書　等）、同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等。）及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）」に竣工登録されている場合は、ＣＯＲＩＮＳの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しは提出すること。

ⅱ）経常建設共同企業体の技術者の配置について

資料について、経常建設共同企業体での参加の場合は、各構成員ごとに配置予定の技術者を記入すること。なお同種工事の経験については、１者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験を問わないものとする。

（３）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和８年１１月３０日(月)までに電子入札システム（紙により申請した場合は、書面）により通知する。

（４）その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料の提出書類（別紙様式２～５）は、以下に留意すること。

（イ）ファイル形式は以下によること。

・Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｗｏｒｄ（２０１６形式以降で保存）

・Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｅｘｃｅｌ（２０１６形式以降で保存）

・ＰＤＦファイル（ＡｃｒｏｂａｔＤＣ以降で保存）

（ロ）添付資料は、３つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込みＰＤＦに変換したファイルで提出すること。ファイルは、電子入札システムが指定する合計容量以内に収めること。圧縮することにより容量以内に収まる場合は、ＺＩＰ形式により圧縮（自己解凍方式は認めない。）して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記（１）①の期間内に、上記６まで持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）又は電子メール（電話にて着信を確認すること。）により提出すること。持参又は郵送の場合においても別紙様式２（別紙を含む。）については、書類とは別に、（イ）に指定したファイル形式により作成したファイルをＣＤ－Ｒ１枚に保存し、提出すること。

持参、郵送又は電子メールで書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由。）のみを電子入札システムにより送信すること。

・持参、郵送又は電子メールとする旨

・持参、郵送又は電子メールにより提出する書類の目録

・持参、郵送又は電子メールにより提出する書類の頁数

・持参、郵送又は電子メールにより提出する年月日

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

⑥申請書及び資料に関する問い合わせ先　上記６に同じ。

８．競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和８年１２月７日(月)１７時００分

② 提 出 先：上記６に同じ。

③ 提出方法：書面（様式任意）を持参又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内に必着のこと。）することにより提出するものとする。

（２）発注者は、説明を求められたときは、令和８年１２月１４日(月)までに説明を求めた者に対し書面等により回答する。

９．見積を行うために必要な現場説明書、図面の交付

見積りを行うために必要な現場説明書、図面の交付は下記の通りとする。

① 期　　間：令和８年１１月３０日(月)から令和８年１２月１１日(金)まで。

② 交付方法：設計図書等データ（パスワード付き）の配布は、三重大学施設部ホームページ
https://www.mie-u.ac.jp/shisetsu/homon-menu/chiiki-sub/keiyaku-newslist1.html
からのダウンロードのみとする。パスワードについては資格有の者に対し電子入札システムにより通知する。

１０．入札説明書等に対する質問

（１）この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間：令和８年１１月３０日(月)から令和８年１２月４日(金)までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日の９時００分から１７時００分まで（最終日は１２時００分まで）。

② 提 出 先：上記６に同じ。

③ 提出方法：書面を持参、託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）又は電子メールにより提出するものとする。なお、質問書は設計図書に関する質問とその他に関する質問に分けて作成すること。電子入札システムによる提出は認めない。

（２）（１）のすべての質問に対する回答は、競争参加資格有の者に対し電子メール又は書面により送付する。

回答期限：令和８年１２月９日(水)

１１．入札及び開札の日時及び場所等

（１）入札の締切日時は以下の通りとする。

締切日時：令和８年１２月１４日(月)　　１２時００分

（２）入札場所：〒５１４－８５０７　　三重県津市栗真町屋町１５７７

国立大学法人三重大学　施設部施設企画チーム（電子入札システム）

（３）開札日時：令和８年１２月１５日(火)　　１０時００分

（４）開札場所：〒５１４－８５０７　　三重県津市栗真町屋町１５７７

国立大学法人三重大学　施設部施設企画チーム（電子入札システム）

（５）そ の 他：紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、発注者により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

１２．入札方法等

（１）入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものは、上記６に持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール）による入札は認めない。

（２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

１３．入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　免除

（２）契約保証金　納付　有価証券等の提供又は銀行、発注者が確実と認める金融機関もしくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金の１００分の１０以上とする。

１４．工事費内訳書の提出

（１）第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札書に工事費内訳書ファイルを添付して、同時に送付すること。

（２）　工事費内訳書の様式は自由であるが、数量、単価、金額等の細目を明らかにすることとし、金額には以下を明示すること。

・材料費および労務費

・健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費 ・安全衛生費 ・建設業退職金共済掛金 ・その他、適正な施工確保に不可欠な経費

また、工事費内訳明細書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載し、ファイル形式は以下によること。

・Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｗｏｒｄ（２０１６形式以降で保存）
・Ｍｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ｅｘｃｅｌ（２０１６形式以降で保存）
・ＰＤＦファイル（ＡｃｒｏｂａｔＤＣ以降で保存）

なお、容量が大きく添付できない場合は持参又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着）することにより提出するものとする。

（3）入札参加者は提出した工事費内訳書について、契約担当者又は発注者（これらの補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の各号に該当する場合については、競争加入者心得第２８第１１号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

１．未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	（１）内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	（２）内訳書とは無関係な書類である場合
	（３）他の工事の内訳書である場合
	（４）白紙である場合
	（５）内訳書が特定できない場合
	（６）他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
２．記載すべき事項が欠けている場合	（１）内訳書の記載が全くない場合
	（２）入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
３．添付すべきでない書類が添付されていた場合	（１）他の工事の内訳書が添付されていた場合
４．記載すべき事項に誤りがある場合	（１）発注者名に誤りがある場合
	（２）発注者案件名に誤りがある場合
	（３）提出業者名に誤りがある場合
	（４）内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
５．その他未提出又は不備がある場合	

入札後、落札者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

（4）発注者の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

（5）工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

１５．開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札者は開札時に立ち会うこと。１回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

１６．入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争参加者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記４に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

１７．落札者の決定方法

（１）取扱細則第１０条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

（２）落札者となるべき者の入札価格が取扱細則第２５条第２項に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同細則第２５条３項の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については別紙１「最低基準を下回った場合の取扱いについて」の１を参照すること。

１８．最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

１９．配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記４．（５）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

２０．契約書作成の要否等

別紙２　工事請負契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

２１．支払条件

請負代金は、受注者からの適法な支払請求書に基づき２回以内に支払うものとする。

ただし、中間前払金の請求は、請負代金額が１，０００万円以上であって、かつ、工期が１５０日以上である場合に限り請求できるものとする。

２２．工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険を締結するものとする。

２３．非落札理由の説明

（１）非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）以内に、発注者に対して非落札理由について説明を求め

ることができる。
① 提 出 先：上記６に同じ。
② 提出方法：持参又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。
（２）発注者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して５日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により回答する。

２４．再苦情申立て
（１）発注者からの競争参加資格がないと認められた理由又は非落札理由の説明に不服がある者は、上記８．（２）又は２３．（２）の回答を受けた日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により発注者に対して、再苦情を申し立てることができる。当該再苦情申立てについては東海国立大学機構入札監視委員会が審議を行う。
書面は持参又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。
提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記６に同じ。

２５．関連情報を入手するための照会窓口
上記６に同じ。

２６．手続きにおける交渉の有無　　無

２７．対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　無

２８．その他
（１）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
（２）入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別紙２　工事請負契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
（３）申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
（４）提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
（５）本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
（６）第１回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から３０分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を越える場合は、発注者から連絡する。
（７）落札者となるべき同じ価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
（８）落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
（９）本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は上記９の方法と同様とする。
この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。

また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も合わせて提出するものとする。

① 提出期間：□令和８年１１月３０日(月)から令和８年１２月４日(金)までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日の９時００分から１７時００分まで（最終日は１２時００分まで）。

② 提 出 先： 上記６に同じ。

③ 提出方法： 書面を持参、託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）又は電子メールにより提出するものとする。

④ 回 答 書： 数量書に対するすべての質問書への回答は、競争参加資格有の者に対し電子メール又は書面により送付する。

⑤ 回答期限： 令和８年１２月９日(水)。

（１０）入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

（１１）障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

①システム操作・接続確認等の問い合わせ先

文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：０５７０－００１１８４

文部科学省電子入札システムホームページ https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/

②ＩＣカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得しているＩＣカードの認証機関

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記６へ連絡すること。

別紙１

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

１　会計規程第４４条及び取扱細則第２５条に基づく最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、取扱細則第２５条３項の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、１００分の１１０を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に１０分の９．２を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に１０分の７．５を乗じて得た額とする。

（１）（統一基準における）直接工事費の額に１０分の９．６３を乗じて得た額
（２）（統一基準における）共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額
（３）（統一基準における）現場管理費の額に１０分の９を乗じて得た額
（４）（統一基準における）一般管理費等の額に１０分の６．８を乗じて得た額

２　　入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、取扱細則第２５条３項の規定に基づき調査を実施する。

３　　低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

（１）入札金額決定理由
（２）契約対象工事付近における手持ち工事の状況
（３）契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
（４）契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）
（５）手持資材の状況
（６）資材購入先及び購入先と入札者との関係
（７）手持機械数の状況
（８）労務者の具体的供給見通し
（９）過去に施工した公共工事名および発注者（過去１０年間）
(10) 経営規模等評価結果通知書
(11) 財務諸表
(12) 工事成績表

別紙２

工　事　請　負　契　約　書（案）

工　　事　　名　　三重大学（上浜）総合研究棟ⅡＣ棟等外壁改修工事

請 負 代 金 額　　金○○○，○○○，○○○円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○，○○○，○○○円）

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、請負代金額に１１０分の１０を乗じて得た額である。

発注者　国立大学法人三重大学長　伊藤　正明　と受注者　○○○株式会社　代表取締役　○○　○○　代理人　○○○株式会社○○支店　支店長　○○　○○　との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第１条　受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。
第２条　工事は、三重県津市栗真町屋町１５７７（三重大学上浜団地構内）において施工する。
第３条　着工時期は、令和　年　　月　　日とする。
第４条　完成期限は、令和９年３月３１日とする。
第５条　契約保証金は、金○○○，○○○，○○○円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
第６条　受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険を締結すること。
第７条　請負代金は、受注者からの適法な請求に基づき２回以内に支払うものとする。
第８条　完成通知書は、三重大学施設管理チームに送付するものとする。
第９条　請負代金の請求書（前払金に係る請負代金を含む。）は、三重大学施設部施設企画チームに送付するものとする。
第１０条　請負代金については、金○，○○○，○○○円以内の額を前払として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日がその月の１５日以前であるときは受理した月の月末に、受理した日がその月の１６日以降であるときは翌月の月末に行うものとする。
第１１条　別記の国立大学法人三重大学工事請負契約基準第３５第８項、第５３第３項及び第５５第２項中の遅延利息率は「年３．０％」である。
第１２条　この契約についての一般的約定事項は、国立大学法人三重大学工事請負契約基準によるものとする。但し第３７を次のとおり読み替えるものとする。
第３７　受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成２８年４月１日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金は、その１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。
第１３条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　三重県津市栗真町屋町１５７７
国立大学法人三重大学
学　長　　伊　藤　正　明　　㊞

受注者　【住所】
【法人等名】
【代表者氏名等】　　㊞

別紙３

令和８年１１月１０日

入札参加業者　各位

国立大学法人三重大学
学長　　伊藤　正明

建設工事の技術者の兼任等の取扱いについて

建設業法第２６条および監理技術者制度運用マニュアル（令和７年１月２８日改正版）に基づき、本学での取り扱いを下記の通り定めました。

以下の要件を踏まえ配置予定技術者の兼任を行う場合は、別紙様式５に兼任予定の工事について記載のうえ提出してください。

記

区　分		要　件
1	専任特例１号	(1)兼務可能な現場は、三重大学発注工事に限る (2)各工事の請負金額が１億円（建築一式の場合は２億円）未満 (3)現場間の距離が、片道およそ２時間以内 (4)建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が３以下 (5)技術者と連絡が取れる連絡員を各現場に配置 (6)情報通信技術を活用した施工体制確認が可能 (7)受注者が計画書を作成し、現場に設置する (8)映像・音声の送受信が可能な情報通信機器により遠隔で現場確認が可能 (9)兼務する工事数は、専任・非専任問わず２
2	専任特例２号	(1)兼務可能な現場は、三重大学発注工事に限る (2)監理技術者の職務を補佐する者を専任で現場ごとに配置する (3)兼務可能な工事数は２ (4)兼務可能な現場の範囲は、元請けとしての職務が適正に遂行できる範囲 要件の詳細は、入札説明書４．競争参加資格　（６）⑥参照のこと
3	密接な関連のある二以上の工事を同一建設業者が同一または近接の場所で施工する場合 (全ての工事において主任技術者に限る)	(1)工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事、または施工にあたり相互に調整を要する工事 (2)現場間が１０ｋｍ程度の場所において同一業者が施工 (3)専任工事を含む場合の兼任は原則２
4	同一業者と締結する契約工期の重複する複数の請負工事で、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物または連続する工作物である場合	(1)左記「それぞれの工事の対象が同一の建築物または連続する工作物」とは、入札説明書３．工事概要等（２）に記載の三重大学内同一団地の工事を意味する。 (2)本要件を適用したい場合は、申請書の提出前に別紙様式５を提出し本学の承諾を得ること。申請書と同時、または提出後の別紙様式５の提出は受付しない。 別紙様式５提出期日　令和８年１１月１８日(水)

技術者兼任の取扱いについての質問等は、入札説明書６．担当部署へ問い合わせること。

以上

別紙様式１（用紙Ａ４）

紙　入　札　参　加　承　諾　願

令和○○年○○月○○日

国立大学法人三重大学　学長　　伊藤　正明　　殿

○○建設㈱、○○経常ＪＶ
代表者　　住　所
　　商号又は名称
　　代表者氏名
構成員　　住　所
　　商号又は名称
　　代表者氏名

令和８年１１月１０日付けで公告のありました、三重大学（上浜）総合研究棟Ⅱ Ｃ棟等外壁改修工事について、下記の理由により電子入札システムを利用しての参加ができませんので、紙入札の入札参加を希望します。

電子入札システムでの参加ができない理由

別紙様式２（用紙Ａ４）

競　争　参　加　資　格　確　認　申　請　書

令和○○年○○月○○日

国立大学法人三重大学　学長　　伊藤　正明　　殿

○○建設㈱、○○経常ＪＶ
代表者　　住　所
　　商号又は名称
　　代表者氏名
構成員　　住　所
　　商号又は名称
　　代表者氏名

令和８年１１月１０日付けで公告のありました、三重大学（上浜）総合研究棟ⅡＣ棟等外壁改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、未成年者、被保佐人若しくは被補助人で、契約締結のために必要な同意を得ない者でないこと又は破産者で復権を得ない者でないこと、並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１．入札説明書　記７（２）①に定める施工実績を記載した書面
２．入札説明書　記７（２）③に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面

注）なお、返信用封筒として表に申請者の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と合わせて提出して下さい。

ただし、電子入札システムで申請した場合は、不要です。

注）同種工事の施工実績及び主任（監理）技術者の経験等については、記載する工事の契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分）の写しを提出すること。

ただし、提出書類等での記載内容で同種工事の施工実績及び主任（監理）技術者の経験等が不明な場合については設計図等を必ず添付すること。

注）同種工事の施工実績及び主任（監理）技術者の経験について、平成２３年度以降に完成した文部科学省の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

別紙様式３（用紙Ａ４）

同種工事の施工実績

工事名：　三重大学（上浜）総合研究棟ⅡＣ棟等外壁改修工事

会社名：○○○○建設（株）

同種工事の判断基準		次の①～③の要件を満たす施工実績を有すること ①建物用途：校舎、研究施設、病院、事務所、庁舎　のいずれか ②構造：ＲＣ造、ＳＲＣ造、Ｓ造　のいずれか ③工事内容：外壁の改修を含む改修工事、または新営工事、増築工事、改築工事　のいずれか
工事名称等	工　事　名　称	○○○○○○○○工事
	発　注　者　名	○○○○○○
	施　工　場　所	○○県○○市○○町○○－○
	契　約　金　額	○○○，○○○，○○○円
	工　　期	和暦○○年○○月○○日　～　和暦○○年○○月○○日
	受　注　形　態　等	単体／共同企業体（出資比率○○％）
工事概要	建　物　用　途	（校舎、研究施設、病院、事務所、庁舎から選択する。）
	構　造　・　階　数	
	建　物　規　模	（㎡）延べ床面積（改修の場合は改修延べ面積）を記載する。
	工　事　内　容	（必要に応じて工事の内容を記載し、工事内容が判断できる平面図等を添付すること。）
ＣＯＲＩＮＳ登録の有無		有（ＣＯＲＩＮＳ登録番号）　：　無

注）同種工事の施工実績については、記載する工事の契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分））の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録されている場合は、ＣＯＲＩＮＳの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

別紙様式４（用紙Ａ４）

配置予定技術者の資格及び工事経験

工事名：三重大学（上浜）総合研究棟ⅡＣ棟等外壁改修工事

会社名：○○○○建設（株）

<table>
<tr><td colspan="2">氏　　名</td><td colspan="2">主任（監理）技術者　○○　○○</td></tr>
<tr><td colspan="2">法令による
資格・免許</td><td colspan="2">（例）一級建築士（取得年及び登録番号）
一級建築施工管理技士（取得年及び登録番号）
技術士（取得年及び登録番号）
監理技術者資格（取得年及び登録番号）
監理技術者講習（取得年及び修了証番号）
直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる資料を添付すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="10">工事経験の概要</td><td>工　事　名　称</td><td colspan="2">○○○○○○○○工事</td></tr>
<tr><td>発　注　者　名</td><td colspan="2">○○○○○○</td></tr>
<tr><td>施　工　場　所</td><td colspan="2">○○県○○市○○町○○－○</td></tr>
<tr><td>契　約　金　額</td><td colspan="2">○○○，○○○，○○○円</td></tr>
<tr><td>工　　期</td><td colspan="2">和暦○○年○○月○○日　～　和暦○○年○○月○○日</td></tr>
<tr><td>受注形態等</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>従　事　役　職</td><td colspan="2">現場代理人、主任技術者、監理技術者等</td></tr>
<tr><td>建　物　用　途</td><td colspan="2">（校舎、研究施設、病院、事務所、庁舎から選択する。）</td></tr>
<tr><td>構　造・階　数</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>建　物　規　模</td><td colspan="2">（㎡）延べ床面積（改修の場合は改修延べ面積）を記載する。</td></tr>
<tr><td>工　事　内　容</td><td colspan="2">（必要に応じて工事の内容を記載し、工事内容が判断できる平面図等を添付すること。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ＣＯＲＩＮＳへの登録の有無</td><td colspan="2">有（ＣＯＲＩＮＳ登録番号）　：　無</td></tr>
<tr><td rowspan="4">配置予定主任
（監理）技術者
の申請における
他工事従事状況</td><td colspan="2">工事名</td><td>○○省××地方整備局△△庁舎新営その他工事</td></tr>
<tr><td colspan="2">発注機関名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工　期</td><td>和暦　年　月　日　～　和暦　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">従事役職</td><td></td></tr>
</table>

注）申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について記入すること。
注）複数出す場合は、複数枚となっても良い。
注）主任（監理）技術者の経験等については、記載する工事の契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分）の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）」に登録されている場合は、ＣＯＲＩＮＳの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。
注）記載欄の明示は記入例である。

別紙様式５（用紙Ａ４）

配置予定技術者兼任届出書

令和　年　月　日

国立大学法人三重大学長　殿

住所
商号または名称
代表者氏名

下記の通り、同一の配置予定技術者に工事を兼任させたいので届け出ます。

記

配置予定技術者氏名		
配置予定工事	工事名	
	工事場所	
	工事期間	年　月　日～　年　月　日
	役職	
	利用区分 （別紙５より）	該当するものにチェック □１　□２　□３　□４
既配置工事	工事名	
	工事場所	
	請負代金額(税込)	
	工事期間	年　月　日～　年　月　日
	役職	
	利用区分 （別紙５より）	該当するものにチェック □１　□２　□３　□４
	監督職員の同意	□有・□無
該当するものにチェック （利用区分１・２・３の場合）　□上記内容にて兼任予定の為お知らせします。 （利用区分４の場合）　□上記工事を同一の建築物または連続する工作物とお認め願います。		

留意事項

(1)本届出書は、競争参加資格確認申請書類の提出期限（ただし、利用区分４の場合は令和８年１１月１８日(水)）までに提出すること。

(2)兼任することで工事監理に支障があると判断された場合には、協議の上兼任を解除することもあり得る。

(3)本届出書提出時点で既に複数工事の兼任の承諾を得ている場合は、既配置工事欄を追加し、全ての工事を記載すること。

以下　利用区分４の場合のみ使用

届出のあった内容について、　同一の建築物　と認める。
連続する工作物

令和　年　月　日
国立大学法人三重大学
学長　伊藤　正明